

## 令和8年度花粉の少ない森林への転換促進事業に係る公募要領

令和8年度花粉の少ない森林への転換促進事業を実施していただく補助事業者を下記のとおり公募します。

令和8年4月10日

長野県林務部森林づくり推進課長

### 1 公募対象補助事業名

令和8年度花粉の少ない森林への転換促進事業

### 2 応募団体の要件

本事業を応募できる者は、民間団体等（以下「団体」という。）とし、以下の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 本事業の実施に関する知見を有し、業務を的確に実施できる管理・実行能力を有すること。
- (2) 幅広い関係者とのネットワークを有する団体であること。
- (3) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの。）を備えていること。
- (4) 本事業を行うための具体計画を有する団体であること。
- (5) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」といいます。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供すること。
- (6) 長野県に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- (7) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 県税の未納がないこと。
- (9) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

### 3 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費については、本事業を実施するために直接かつ追加的に必要な経費のうち別紙1の別表のとおりとし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料等の経費は含まないものとします。提案に当たっては、令和8年度における本事業の実施に必要な額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、課題提案書に記載された事業内容等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも提案額とは一致しません。

### 4 課題提案書提出表明書に関する事項

本事業への参加を希望する者は、課題提案書提出表明書（別紙様式第1号）を作成し、令和8年4月15日（水）17時までに、9の（3）のイの問合せ先に電話にて連絡の上、9の（3）のアの提出先に電子メールで提出してください。

なお、やむを得ない場合には、9の（3）のアの提出先に郵送により提出してください（期限内必着）。

(注) 郵送の場合は、封筒に「花粉の少ない森林への転換促進事業課題提案書提出表明書在中」と記載してください。

## 5 提案できない経費

以下の経費は、提案することができません。

- (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の実施に関連しない経費

## 6 補助金の額等

別紙1のとおり

## 7 補助事業の実施期間

令和9年3月10日(水)まで

## 8 提案書類の作成等

以下の書類を作成してください。

- (1) 本事業に係る課題提案書(別紙様式第2号)
- (2) 誓約書(別紙様式3)
- (3) 提出者の概要(団体概要等)が分かる資料
- (4) 提出日前3ヵ月以内に県税事務所で発行された提出者の県税について滞納がないことを示す県税証明書

## 9 課題提案書等の提出期限等

- (1) 公募期間：令和8年4月10日(金)から令和8年5月11日(月)まで
- (2) 提出期限：令和8年5月11日(月)正午まで(期限内必着)

(注) 電子メールで提出する場合は、(3)のイの問合せ先に電話にて連絡の上、(3)のアの提出先に電子メールで提出してください(添付するファイルはPDF形式(圧縮されたものを除く。))とし、1メール当たりの容量は、7MB以下としてください。)

なお、提出後は、電話により、必ずメールが届いていることを問合せ先に確認してください。

また、やむを得ない場合には、(3)のアの提出先に郵送してください。

その場合は、封筒に「花粉の少ない森林への転換促進事業課題提案書在中」と記載してください。

- (3) 課題提案書等の提出場所及び事業の内容・作成等に関する問合せ先

### ア 提出先

(電子メールでの提出の場合)

長野県林務部森林づくり推進課造林緑化係

zorin@pref.nagano.lg.jp

(郵送の場合)

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林づくり推進課造林緑化係武井、中野

### イ 問合せ先

長野県林務部森林づくり推進課造林緑化係

zorin@pref.nagano.lg.jp

電話 026-235-7270

- (4) 提出部数

課題提案書等：3部(郵送する場合)

なお、郵送する場合であっても、提出する資料をCD-R等の電子媒体に保存し、紙媒体の資料と併せて提出する場合は、紙媒体の提出部数は1部でも可能とします。

(5) 提出に当たっての注意事項

- ① 課題提案書等は、返却いたしません。
- ② 課題提案書等は、内容の変更及び提出の取り消しができません。
- ③ 課題提案書等は、提出者に無断で使用しません。
- ④ 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ⑤ 課題提案書提出表明書を提出していない者、又は応募要件を有しない者が提出した課題提案書等は無効とします。
- ⑥ 課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑦ 以下の取組は、本事業の対象となりませんので、注意してください。
  - (ア) 他の公の補助金の交付を受け、又は受ける予定のある取組
  - (イ) 事業成果について、その利用を制限し公益の利用に供しない取組
  - (ウ) 営利目的の活動又は活動対象が応募者の会員等に限定された取組

## 10 課題提案会の開催

(1) 課題提案書等を審査するための課題提案会を開催する場合は、有効な課題提案書等を提出した者に対して令和8年5月13日（水）までに連絡します。

（注）提出状況により開催しない場合があります。

(2) 上記により連絡を受けた者は、令和8年5月15日（金）午後2時から長野合同庁舎において、提出した課題提案書等の説明を行っていただきます。

## 11 補助金交付候補者の選定

(1) 審査方法

提出された課題提案書等について、別に定める審査要領にもとづく選定審査委員会による審査を行った上で、課題提案書等を提出した者の中から、補助事業者となり得る候補（以下「補助金交付候補者」といいます。）を選定します。

(2) 審査の観点

事業内容、実施方法、事業の効果、事業実施主体としての適格性などについて審査します。

なお、課題提案書等の提出の日から過去3ヶ年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者、間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体としての適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

(3) 審査結果の通知等

選定審査委員会の審査結果報告に基づき、補助金交付候補者として選定した者に対しその旨を、それ以外の課題提案者に対しては候補とならなかった旨をそれぞれ通知します。また、補助金交付候補者の氏名又は名称は、公開します。

## 12 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等

補助金交付候補者は、本事業の採択決定後、速やかに本事業の補助金交付等要綱及び実施要領（以下「要綱等」といいます。）に基づき、本事業の実施及び補助金の交付に必要な手続を行ってください。

また、本事業完了後、実績報告書に必要な書類を添付して、令和9年3月18日（木）まで

に提出してください。

### 13 事業実施主体に係る責務等

補助金の交付を受けた事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

#### (1) 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。特に、交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書をいいます。）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。

#### (2) 補助金の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、適正化法に基づき、適正に執行する必要があります。

事業実施主体は、本事業と他の事業との経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要があります。

#### (3) 守秘義務

本事業により得られた企業情報等を無断で他の企業等への情報流出には十分留意する必要があります。

#### (4) 知的財産権の帰属等

本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権その他の無体財産権、ノウハウ等）は、事業実施主体に帰属します。

#### (5) 事業成果等の報告

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後に必要な報告を行わなければなりません。なお、長野県は、報告のあった事業成果を無償で活用できるほか、事業実施主体の承諾を得て公表できるものとします。

## 花粉の少ない森林への転換促進事業の概要

### 1 趣旨

花粉の少ない森林への転換に係る取組に対して支援を行うことにより、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化を着実に進めることを目的とする。

### 2 事業概要

花粉症は、その有病率が令和元年時点で国民の4割超に上るとの関係学会の調査データもあるなど、多くの国民を悩ませている社会問題と言える。

これに対処するため、「花粉症対策初期集中対応パッケージ」（令和5年10月11日花粉症に関する関係閣僚会議決定）において初期の段階から集中的に実施すべき対応として、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化が盛り込まれた。

このため、花粉の少ない森林への転換を目的として行う、森林所有者に対する伐採・植替え等の働きかけ及び森林所有者との委託契約等の締結、森林経営計画の作成・変更に係る手続、対象となる森林の伐採に対して支援を実施する。

[支援対象となる取組]

事業種目	事業の内容	補助対象経費	補助額
花粉の少ない森林への転換活動	補助事業者が行う以下の事業。 (1)植替促進支援 花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採に対して、補助金の交付を行う。 (2)植替活動支援 花粉の少ない森林への転換促進を目的として行う森林所有者に対する伐採・植替え等の働きかけ及び森林所有者との委託契約等の締結、森林経営計画の作成・変更に必要な手続に対して、補助金の交付を行う。	①技術者給 ②賃金 ③謝金 ④旅費 ⑤需用費 ⑥役務費 ⑦委託料 ⑧使用料及び賃借料 ⑨促進費（補助対象は別表1参照）  ①～⑨の詳細は別表2参照	2,830千円以内 (ただし、①から⑧に係る経費の総額は300千円以内にとどめなければならない。) 採択予定者数 : 1者
事務局運営	上記支援を行うのに必要な経費		

(別表1) 促進費の内訳

	対象	補助金額	備考
植替促進費	ア 花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採において、伐倒作業をチェーンソーで行っている場合	35万円/ha	定額
	イ ア以外の場合で、本事業で作成された森林経営計画又は提出された伐採及び伐採後の造林の届出に沿った伐採のうち、伐採地の中心から集積地までの	25万円/ha	定額

	距離が 2,000m 以上の場合		
植替活動金	花粉の少ない森林への転換を目的として、森林所有者に対し伐採・植替え等に関する施業の委託契約等の締結、森林経営計画の作成・変更又は森林経営計画の作成・変更の斡旋	12 万円/ha	定額

(別表 2) 対象経費

①技術者給	技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。なお、技術者給の算定にあたっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとします。
②賃金	アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
③謝金	事業の推進を図るために開催する会議や研修等に参加する委員及び指導者等の謝金とする。
④旅費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に参加する委員並びに指導者等の旅費とする。
⑤需用費	消耗品費、燃料費、食料費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）印刷製本費、光熱水量費、資料購入費、修繕料等とする。
⑥役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車取得税等とする。
⑦委託料	資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。
⑧使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
⑨促進費	本事業の対象とする植替えについて、森林経営計画を作成するために働きかける林業経営体等及び森林所有者に対して支払う植替活動金及び植替促進費とする。